

# 尾道市農業委員会「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」

制定 平成30年3月26日

改正 令和3年5月25日

尾道市農業委員会

## 1 基本的な考え方

農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号。以下「法」という。）の改正法が平成28年4月1日に施行され、農業委員会においては「農地等の利用の最適化の推進」が最も重要な事務として位置づけられた。

尾道市は、北部の中山間地域から丘陵沿岸地域及び南部の島しょ部地域に至る多彩な地域で構成されており、それぞれの地域によって農地の利用状況や営農類型が異なり、地域の実態に応じた取り組みを推進し、それに向けた対策の強化を図ることが求められている。

このため、地域の強みを活かしながら、活力ある農業を築くため、法第7条第1項に基づき、農業委員と農地利用最適化推進委員（以下「推進委員」という。）が連携し、農地等の利用の最適化が進んでいくよう、尾道市農業委員会の指針として、目標と取り組み方法を次のとおり定める。

なお、この指針は、3年ごとの農業委員及び推進委員の改選期に合わせ、検証・見直しを行う。

## 2 農業の現状と課題

尾道市は、レモンをはじめ、ネーブル、わけぎ、ぶどう、イチジクなどの屈指の生産地であり、これら高品質な農作物の安定供給と、販路拡大を目的とした各種施策を実施し、農業従事者の生産意欲の喚起と所得の向上に取り組んでいる。

一方、農業従事者は高齢化、後継者不足などにより減少傾向にあり、2020年農林業センサスでは、総農家数は3,562戸で、5年前に比べ910戸（20.3%）減少した。このうち、販売農家数は1,336戸で、5年前に比べ447戸（25.0%）減少した。農業従事者は、2,431人で、このうち、65歳以上の高齢者に占める割合は1,840人で75.6%となっている。

また、遊休農地の増加や有害鳥獣被害などにより、耕作面積も減少傾向にあり、農業経営体の経営耕地面積は1,268haで、5年前に比べ314ha（19.8%）減少した。耕地種類別では、田が302haで81ha（21.1%）、畑が141haで67ha（32.2%）、樹園地が825haで165ha（16.6%）、それぞれ5年前と比べ減少した。

このことから、集落を取り巻く農業環境は厳しくなっており、諸課題を解決するためにも、地域ぐるみの話し合い、取り組みが必要である。

また、持続的・安定的な農業経営を実現するためにも、農地集積や生産性の向上による経営基盤の強化が求められている。

## 3 遊休農地の解消について

- (1) 遊休農地の解消目標 ▲ 3ha（令和5年度）  
（令和2年度遊休農地面積：3.4ha）

(2) 遊休農地解消の具体的な取り組み方法

- ・農業委員と推進委員による農地パトロール（利用状況調査）及び利用意向調査を的確に実施するとともに、利用できる遊休農地は、農地中間管理機構等を活用して、担い手への農地集積・集約化を進める。
- ・再生利用困難に区分された荒廃農地については、現況に応じて速やかに「非農地判断」を行い、守るべき農地を明確化する。
- ・利用状況調査の時期だけでなく年間を通して、農地の適正な利用の確認に関する現場活動を適宜実施し、農地の出し手と受け手の意向を踏まえたマッチングを推進する。

4 担い手への農地利用集積について

(1) 担い手への農地利用集積目標

担い手への農地集積率 14%（令和5年度）

（令和2年度農地面積：3,090ha、担い手への農地集積面積：417ha、  
担い手への農地集積率：13.50%）

※ 令和2年度農地面積は、耕作及び作付面積統計における耕作面積による

(2) 担い手への農地利用集積に向けた具体的な取り組み方法

- ・農地の利用集積を進めるためには、関係機関と連携し、農業委員と推進委員による農地の出し手と受け手に係る情報収集に努め、「1人1年1マッチング」を目標に、両者を適切に結びつけるとともに、農地中間管理機構事業等の積極的な活用を図るなどし、担い手への円滑な面的集積を推進する。
- ・地域における人と農地の問題解決のため、地域での話し合いの場を通じて、認定農業者等を地域の中心となる経営体と位置づけ、人・農地プランの作成等により、担い手への農地集積や有効利用を促進する。
- ・集落営農の組織化・法人化等といった地域の実情に即した経営体の育成や農地貸借による経営規模拡大と併せて、農作業受託による実質的な作業単位の拡大を促進するために既存の法人との連絡を密にして、法人の農地利用集積を推進する。

5 新規参入の促進について

(1) 新規参入の促進目標 毎年1経営体（認定新規就農者）

(2) 新規参入の促進に向けた具体的な取り組み方法

- ・新規参入希望者の把握に努め、就農相談から就農、経営定着の段階に至るまでのきめ細やかな支援体制を、関係機関と連携して構築する。
- ・新規参入者の意向に応じた農地の情報提供や各種研修制度・助成制度等の紹介を行い、新規参入の促進を図る。
- ・農業委員と推進委員がリーダーシップを発揮し、地域での話し合いを通じて、新規参入者を地域ぐるみで支援する体制づくりを推進する。